

相模原市自動体外式除細動器(AED)貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貸出用に配置した自動体外式除細動器(以下「貸出用AED」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(貸出基準)

第2条 次の各号に該当する場合に貸出しを行うものとする。

- (1) 公共的団体等が市内で行う催事又は行事等(以下「催事」という。)において使用するとき
- (2) 市の公共施設に配置されているAEDが、故障等により一時的に使用できなくなり、その代替用とするとき
- (3) その他消防署長が認めたとき

(貸出制限)

第3条 貸出しをする場合は、借用者に対してAEDの取扱いに習熟した者を1名以上配置させるものとする。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は7日以内とする。ただし、消防署長が特別な事由があると認めたときは、期間を延長することができる。

(借用申請)

第5条 借用申請は、自動体外式除細動器(AED)借用申請書(第1号様式)により申請するものとし、身分証明書等により本人確認を行う。

(使用説明)

第6条 貸出しにあつては、催事内容及び使用目的等を審査し、貸出し時には使用方法及び注意点等を説明するものとする。

(経費)

第7条 AEDの貸出料及び使用した付属品(パッド)は無償とする。

- 2 貸出期間中における貸出機器の運搬及び維持管理等に要する経費は、借用者の負担とする。

(損害賠償)

第8条 AEDの借用者は、故意又は過失によって故障、破損又は紛失させ

た場合には、消防署長の指示に従い、その者の負担においてこれを原状に復するものとする。

(返還)

第9条 消防署長は、次の各号に該当すると認めるときは、AEDを返還させることができるものとする。

(1) 借用者が、AEDを使用しなくなったとき

(2) 借用者が、本要領に違反したとき

(3) その他消防署長が必要と認めたとき

(返却)

第10条 消防署長は、貸出用AEDが返却された時は、使用の有無、機能確認等を行うものとする。

(貸出記録)

第11条 消防署長は、自動体外式除細動器(AED)貸出記録簿(第2号様式)に貸出しを記録するものとする。

(点検)

第12条 消防署長は、定期的に機能及び消耗品の点検等を行い、適切に管理するものとする。

(報告)

第13条 消防署長は、貸出用AEDの貸出状況について、前月分の自動体外式除細動器(AED)貸出記録簿(第2号様式)の内容を、毎月消防局長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。